

○不正行為防止への取り組み

2015年 2月18日学長裁定

2022年 1月19日改定

2023年 1月18日改定

1. 不正防止の基本方針及び不正防止計画等

I 不正防止の基本方針

1. 責任体制を明確にし、不正行為への厳しい姿勢を徹底する。
2. 構成員向け啓発活動及び研修を徹底し、学内の意識改革を進め、不正が生じない風土を醸成する。
3. 適正な運営及び管理の基盤となる環境を整備する。
4. 不正を発生させる要因の把握、情報の発信・共有化の推進及びモニタリング体制の充実等を図り、不正行為の未然防止に努める。
5. 競争的研究費等及び研究活動の適正な運営及び管理活動を行い、不正行為防止に努める。

II 不正防止計画

1. 責任体制の明確化

不正発生の要因	防止計画
時間が経過することにより、責任意識が低下する。	学部長会議等において、各責任者に対し責任体制を徹底し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあつては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

2. 啓発活動の実施及び研修の徹底

不正発生の要因	防止計画
不正に対する意識が希薄である。	・ 構成員に対して、教職員総会、教授会及び学内掲示板等により、研究費不正使用の防止及び研究不正行為の防止に関する啓発活動を進める。 ・ 構成員に対し研修を徹底し、行動規範の周知を図り、意識の向上を図る。 1. 研究倫理教育 2. コンプライアンス教育 3. 安全保障貿易管理教育 ・ 構成員からルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。 ・ eラーニング教育を導入する。

3. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだハンドブックを配布、また各手続きのマニュアルを作成し周知することにより、適正運用の徹底を図る。
若手構成員に未熟さが見受けられる。	若手構成員が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等がなされる環境整備に配慮する。
公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。	職種別、役職別の研修を行い、参加を義務付ける。
不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	不正を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳しい処分を行う。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正事案が発生する可能性がある。	他大学の不正事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その防止策を検討し、不正防止計画に加える。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
通報窓口が判りにくいため、不正が潜在化する。	通報窓口は、ホームページやハンドブック等により周知しているが、さらに不正防止を推進し、通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知徹底を図る。
ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で執行されるおそれがある。	不正防止計画推進部署及び各部署に設置した相談窓口において、構成員等からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等を取りまとめたQ & A 集等を作成し、学内専用サイトにより周知することにより、適正な執行を図る。

6. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正の防止を推進する体制の検証及び不正発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	・内部監査委員会の体制を強化し、通常監査及び特別監査を徹底する。 ・抜き打ち監査を実施する。 ・内部監査委員会は、不正防止計画推進部署と連携して不正防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

7. 競争的研究費等の適正な運営及び管理

不正発生の要因	防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	- 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 - 特に執行率の悪い研究者に対してはヒアリングを行い、研究費の繰り越し、返還等の指導を行う。
発注段階での財源特定がなされていない。	執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等での指導・注意喚起を行う。
取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	- 特定の業者との密な取引がないか注視するため、必要に応じて債務確認をするなど取引状況の確認を行う。不正な取引を行った業者については、本学における「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」に基づき取引停止等の措置を講ずることにより他の業者へ注意喚起を行う。 - 取引業者にも不正対策に関する方針及びルール等を周知し、誓約書等を提出させる。
旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	- 構成員が行う出張については、「出張・旅費規程」に準拠する。 - 出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認ができるようにする。
構成員の発注物品の検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	構成員が発注する全ての購入物品について、事務部門による納品事実の確認を行う。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	事務部門による納品確認の際に、疑義が生じた物品については、発注者に購入目的の確認等を行う。
研究員等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができておらず、カラ謝金が防止できない。	管理監督者は、研究員の勤務時間管理が適正に行われていることについて、出勤・業務日誌を管理し、日常的に実証及び不定期の調査等により実証する。

8. 研究活動における不正防止

不正発生の要因	防止計画
研究成果の論文発表等は、構成員個人の倫理（モラル）に任されている。	研究者の行動規範を周知・徹底し、研修を行い、構成員自らの規律、科学コミュニティ等の自立に基づく自浄作用を認識させる。

III 不正防止計画の点検・評価

競争的研究費等の使用及び研究活動に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。

2. 本学構成員向け研修について

本学の構成員は、次の3つの教育の研修を受ける必要があり、研究倫理教育及びコンプライアンス教育については、eラーニング教育として、eAPRINを受講する必要があります(※)。また、ルールを遵守する旨の誓約書を提出していただきます。

(1) 研究倫理教育

本学の構成員に求められる倫理規範を修得等するための教育

(2) コンプライアンス教育

競争的研究費等の不正防止対策の理解や意識を高め、不正に関する方針及びルール等を修得するための教育

(3) 安全保障輸出管理教育

安全保障輸出管理について、法令に則した対応を行い、どのようなことに注意すべきか等を整理し、自主管理体制の構築・運用・対応を修得するための教育

※eAPRIN の受講内容、対象者

中部大学コース(生命医科学系)、(理工系)、(人文系)のうち、いずれか※1

- ・専任の教員(研究する者)
- ・客員教授等(職務内容に研究を含む)、客員研究員
- ・大学院生、研究員、特別研究員 DC1、DC2
- ・企業等から受入れて本学で研究に従事する者(本務先で研究倫理教育を受けていない者)※2

中部大学コース(責任ある研究行為ダイジェスト)

- ・専任の教員(教育のみの者)
- ・教育技術員

中部大学コース(公的研究費の取扱い)

- ・競争的研究費を扱う関係部署の事務職員等
(総務部、財務部、管財部、学事部、図書館事務課、研究支援部)

その他受講を希望する方は、別途お問い合わせください。

お問い合わせ先: aprin@office.chubu.ac.jp

※1 中部大学コース(生命医科学系)、(理工系)、(人文系)については、受講者の専門分野に合わせて、いずれかを受講してください。

※2 企業等から受入れて本学で研究に従事する者については、受入れる研究者から受講の案内をして、その旨を研究支援課にご連絡ください。

【誓約書（研究者用）】

【誓約書（事務職員用）】

研究活動に係る誓約書

中部大学長
殿

研究活動にあたっては、「中部大学における研究者の行動規範」に則り、学内の規則等及び当該研究費の使用規則等を遵守して、不正行為を行わないことを、また、規則等に違反して不正を行った場合は、大学や当該研究費を配分した機関が定めた処分及び法的な責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日
(研究者氏名)

(自 署)

公的研究費等の執行管理に係る誓約書

中部大学長
殿

公的研究費等の執行管理にあたっては、本学及び公的研究費等の配分機関の規則等を遵守して、不正行為を行わないことを、また、それらの規則等に違反して不正を行った場合は、本学や当該研究費を配分した機関が定めた処分及び法的な責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日
(事務職員氏名)

(自 署)

3. 不正行為に係る調査・審理・判定の扱いについて

不正行為の告発を受けたときの取扱いは、次のとおりとします。

(1) 不正行為に係る調査・審理・判定

研究倫理委員会のもと、不正行為を取扱う委員会は、次の①～③とする。

① 予備調査委員会 ② 調査委員会 ③ 不服審査委員会

(2) 不正行為に係る裁定

不正行為の裁定は研究倫理委員会の議を経て学長が行う。

(3) 不正行為に係る処分

不正行為の懲戒は懲戒委員会の議を経て理事長が行う。

4. 内部監査

学長のもとに内部監査委員会を置き、次のとおり内部監査を実施します。

(1) 毎年度定期的に予算執行を把握し、研究計画の遂行状況を確認する。

(2) 競争的研究費等の管理体制の不備を検証する。

(3) 不正防止のためのリスクアプローチ監査を行う。

5. 競争的研究費等の運営・管理について

本学における競争的研究費等の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 競争的研究費等の取扱い権限

競争的研究費等の取扱い権限の最高管理責任者は学長とし、統括管理責任者は学長が指名する副学長（研究倫理委員会委員長）、コンプライアンス推進責任者は各研究科長、学部長、研究所長、センター長等とする。（図A参照）

なお、その事務処理は、総務部、財務部、管財部、学事部、図書館事務課、研究支援部及び当該競争的研究費等の管理部署で取扱う。

(2) 競争的研究費等の物品管理

競争的研究費等により物品等（消耗品を含む。）を購入する場合は、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」に準拠する。

(3) 競争的研究費により雇用する研究員の出退勤管理

競争的研究費等により雇用された研究員は、出勤・業務日誌を、担当教員の押印後翌月初めに予算管理部署に提出しなければならない。

(4) 競争的研究費による出張管理

競争的研究費等による出張旅費等は、「出張・旅費規程」に準拠する。

(5) 取引停止

競争的研究費等による物品等の購入の際に、不正な取引に関与した業者は、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」第8条により、取引停止といった処分を受けることがある。従って、取引業者にも不正対策に関する方針及びルール等を周知し、誓約書等の提出を求める。

(6) モニタリングの実施

不正対策としてモニタリングを実施する。競争的研究費等の適正な運営・管理のため不正防止計画の一環として、また、体制整備の充実に資するために実施する。

(7) 競争的研究費等の使用に関する相談窓口等

研究者が競争的研究費等を使用する際の相談窓口を、研究支援部及び当該競争的研究費等の管理部署に設置する。また、違法行為の抑制・業務の適法化のための告発窓口は、研究倫理委員会委員長とする。

競争的研究費等に係る不正の告発があった場合には、「中部大学研究倫理委員会規程」により措置する。(図B参照)

6. 研究上の不正行為に関する取扱いについて

本学において行われる研究上の不正行為が生じた場合の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 研究上の不正行為の取扱い権限

研究活動に係る不正防止の体制の最高管理責任者は学長とし、統括管理責任者は学長が指名する副学長(研究倫理委員会委員長)、研究倫理教育責任者は各研究科長、学部長、研究所長、センター長等とする。(図A参照)

(2) 研究上の不正行為となる対象者

本学の研究者(本学の専任教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含み、学生であっても研究活動に従事するときは研究者に準ずる。以下同じ。)又は本学の研究者であった者が本学在籍中に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより次の①～⑤を行った者

- ①捏造・・・・・・存在しないデータ、研究成果等を作成すること
- ②改ざん・・・・・・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ③盗用・・・・・・他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- ④二重投稿・・・・・・他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ⑤不適切なオーサーシップ・・・・・・論文著作者が適正に公表されないこと

(3) 疑惑への説明責任

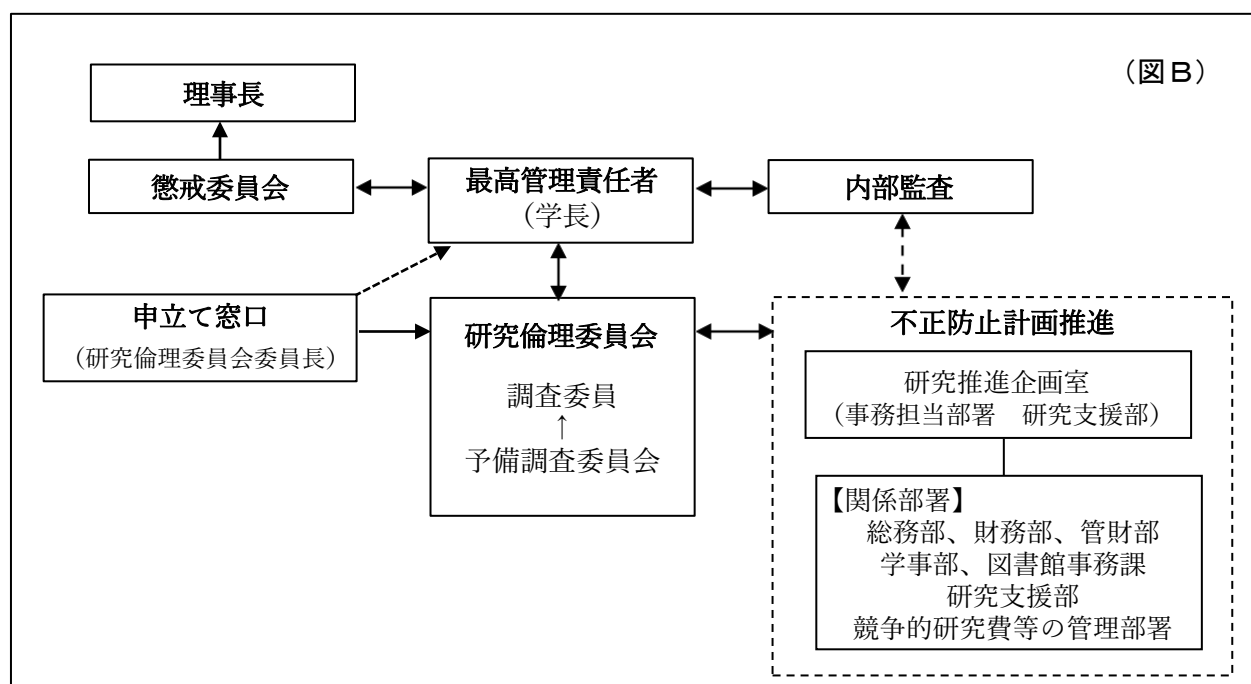
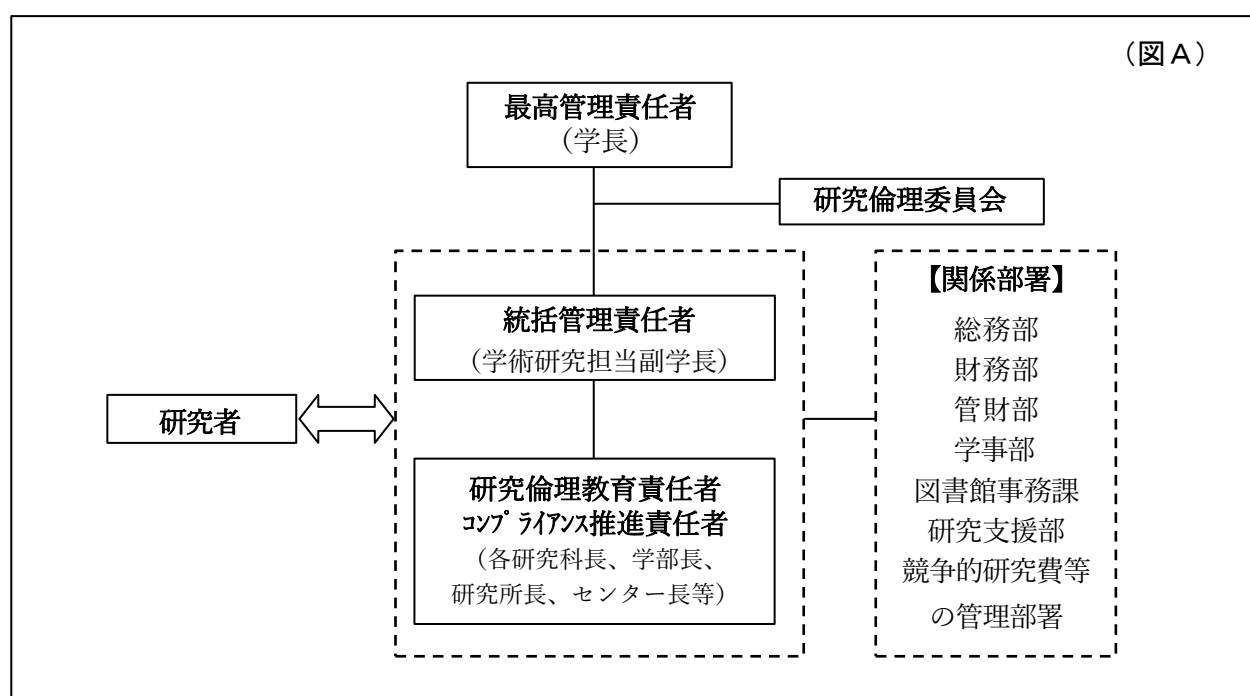
本学の研究者は、研究上の不正行為の告発を受けたときは、告発された事案に対して、自己の責

任において、科学的根拠を示して説明しなければならない。

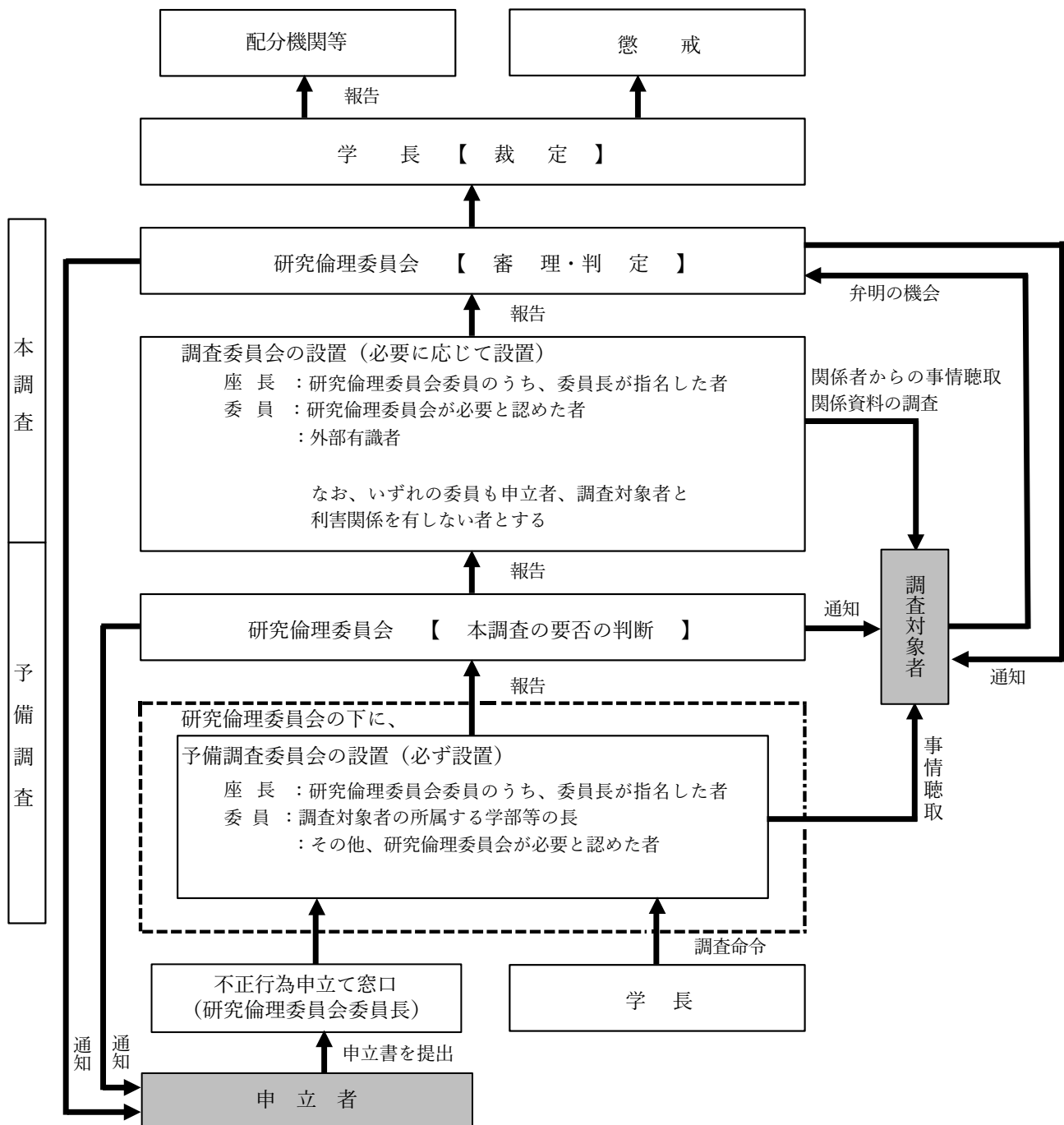
(4) 研究・調査データ等の保存・開示義務

本学の研究者は、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能な研究・調査データ等を提示して発表する。したがって、資料（文書、数値データ、画像等）は、研究成果の発表後 10 年間、試料（実験試料、標本）や装置等「もの」は、研究成果の発表後 5 年間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

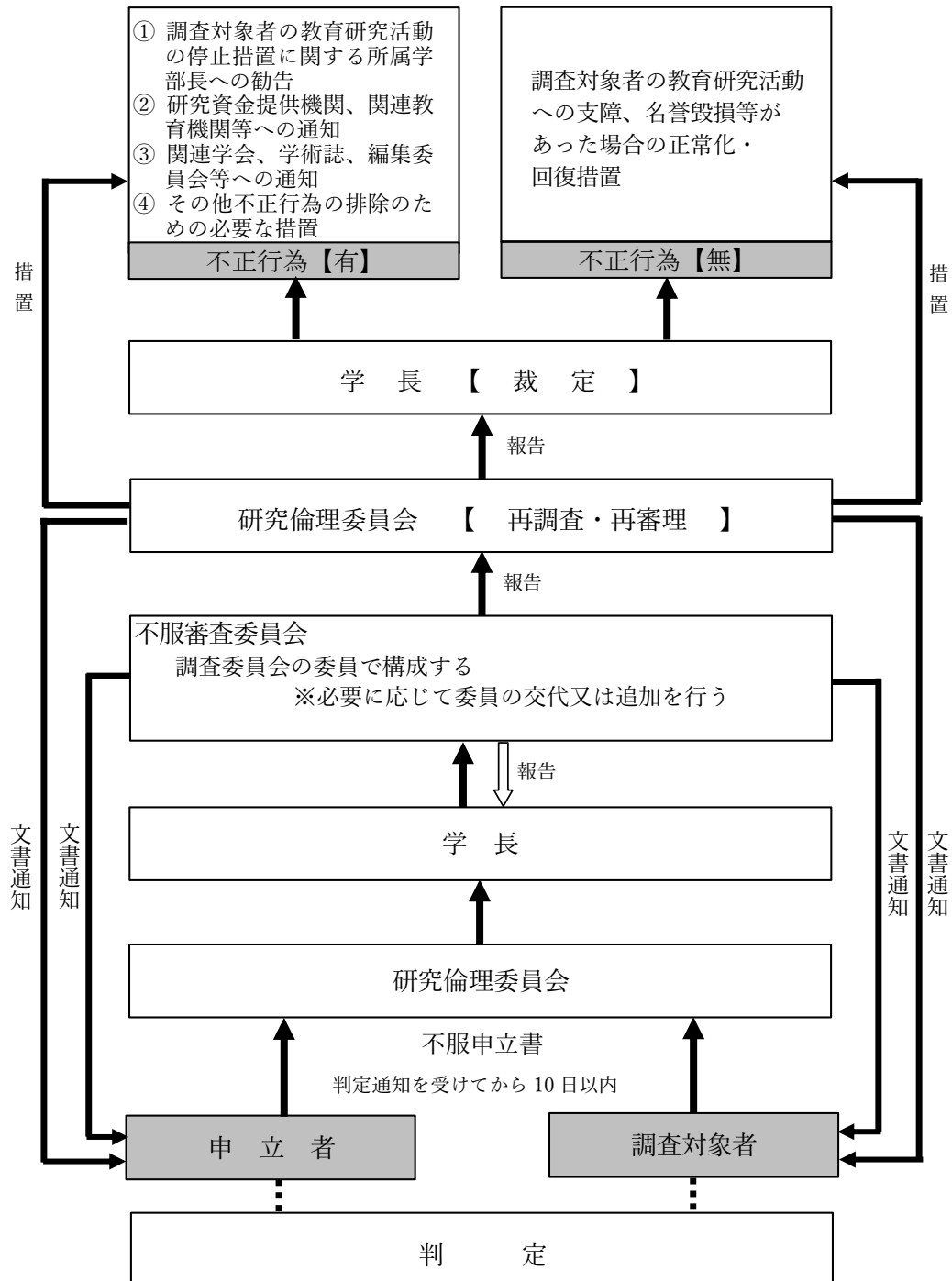
研究活動に係る不正の告発があった場合には、「中部大学研究倫理委員会規程」により措置する。
(図B参照)



予備調査・本調査



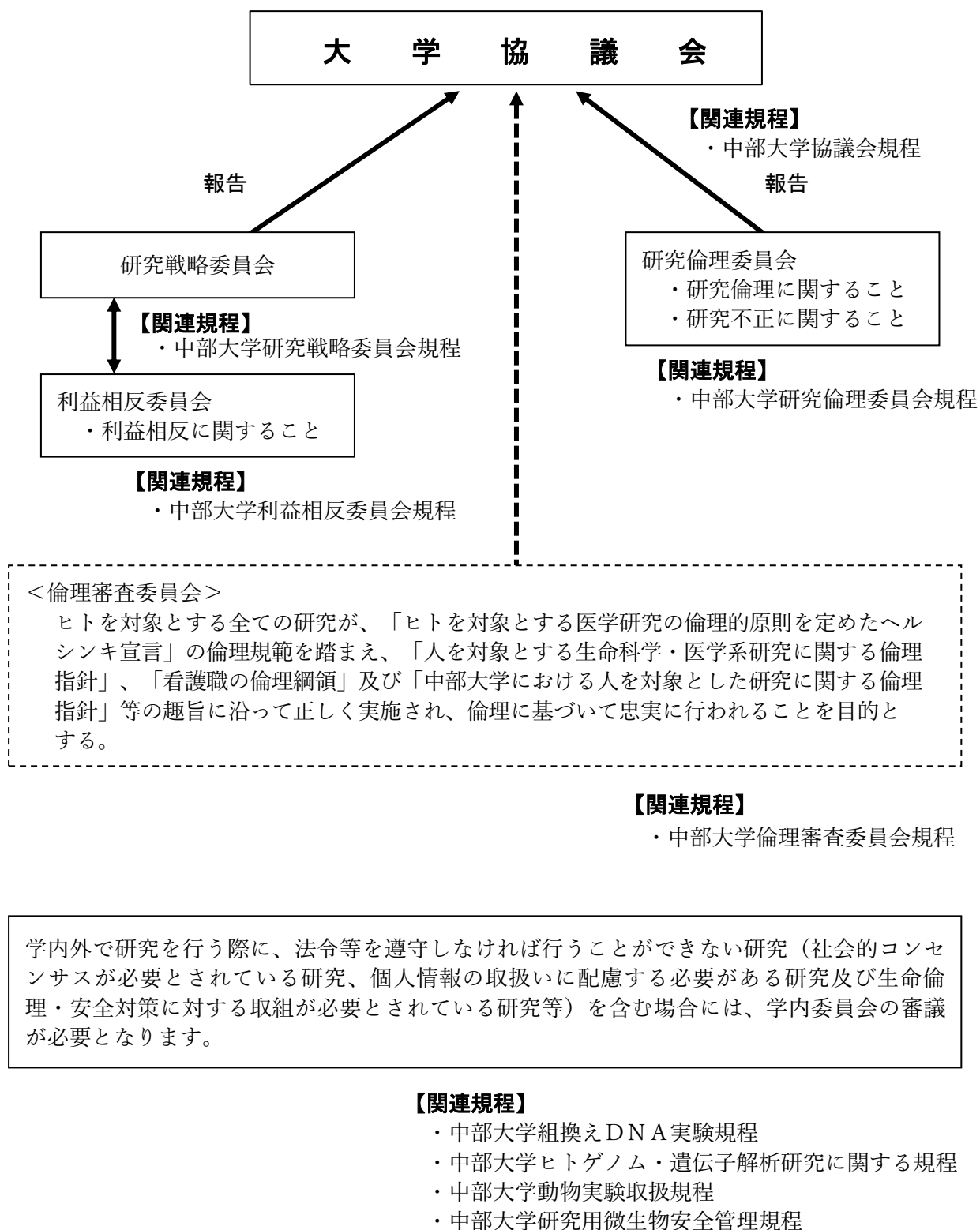
不服申立てがあった場合



【関連規程等】

- ・ 中部大学における研究者の行動規範
- ・ 中部大学公的研究費の使用に関する行動規範
- ・ 中部大学研究倫理委員会規程
- ・ 中部大学競争的研究費等の運営及び管理の取扱規程
- ・ 中部大学研究上の不正行為に関する取扱規程
- ・ 中部大学競争的研究費等に係る内部監査委員会規程
- ・ 学校法人中部大学管理運営規則（職務に関すること）
- ・ 学校法人中部大学就業規則（懲戒に関すること）
- ・ 服務規程
- ・ 出張・旅費規程
- ・ 自家用車の業務使用に関する取扱要項
- ・ 職員の外国出張旅費に関する規程
- ・ 出張の手引き
- ・ 学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程（物品調達・取引停止に関すること）

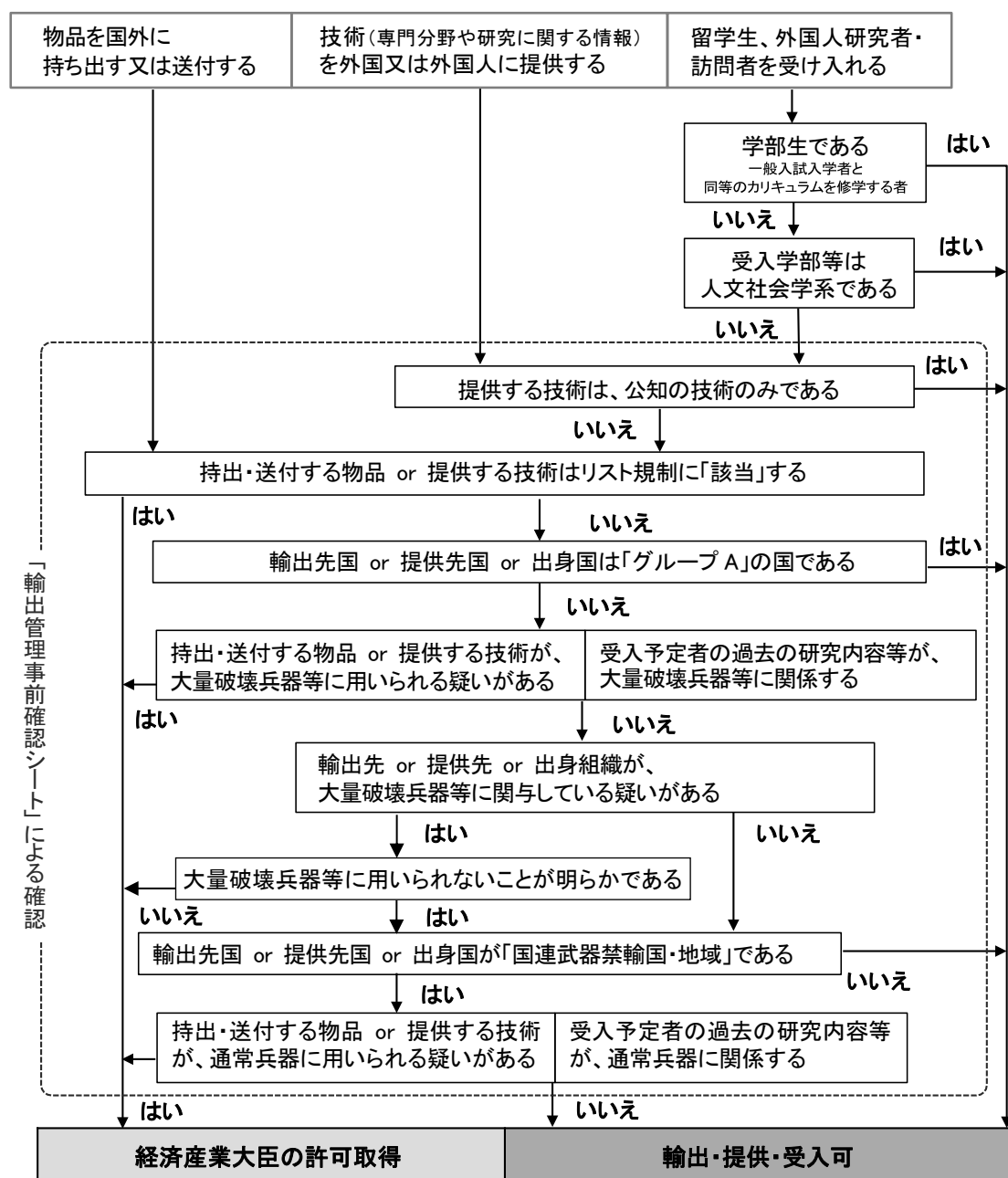
7. 研究活動に関する内部委員会の体制



8. 安全保障輸出管理について

日本を始めとする主要国は、武器や軍事転用可能な貨物・技術が安全保障上懸念のある国家やテロリストに渡ることを防ぐため、国際的に安全保障輸出管理の枠組みを作り、協調して厳格な管理を行っています。大学においては、外国からの研究者や留学生への技術提供が規制対象となる可能性がありますので、特にご留意ください。規制対象の範囲や許可申請の進め方等は全教員に配付しております『安全保障輸出管理ハンドブック』及び経済産業省安全保障貿易管理ホームページにてご確認ください。

安全保障輸出管理に関する確認手順フロー



大量破壊兵器等：核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等、軍等から委託を受けた化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究
グループA：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
国連武器禁輸国・地域：アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

9. リサーチツール特許・開放特許の使用について

他者が保有する特許を無断使用して研究や発明を行うと、特許権侵害に該当する場合があります。

特に、

- ・ リサーチツール特許 (<https://plidb.inpit.go.jp/research/home>)
- ・ 開放特許 (<https://plidb.inpit.go.jp/>)

として公開されている特許技術は、「無断で自由に使用可能」というものではなく、事前に権利者から使用許諾を受ける必要があります（無償または有償の契約締結が必要な場合もあります）。

1. 「試験又は研究」に関する解釈

特許法第 69 条 1 項には「試験又は研究」のためにする実施には特許権の効力が及ばないことが規定されていますが、すべての試験又は研究について特許権の効力が及ばないわけではありません。特許法第 69 条 1 項の「試験又は研究」の範囲は特許発明自体の「特許性調査」、機能調査 及び「改良・発展を目的とする試験」に限られるというのが通説です。

他者の保有する特許権の対象となっているリサーチツールを、無許諾で作製するなどして自身の調査又は研究に用いている場合、その特許権を侵害している可能性がありますのでご注意ください。

2. 特許権の効力が及ばないとされている例

【特許発明自体の特許性調査】

新規性、技術的進歩性の有無を調査するために行われる試験。

（例：特許発明のマウスに新規性・進歩性があるかを調査）

【特許発明自体の機能調査】

特許発明が実施可能であるか、明細書記載どおりの効果を有するか、副作用等の副次的影響を生ずるものか否か等の調査。

（例：特許発明の細菌に明細書記載の効果があるかを検証）

【特許発明自体の改良・発展を目的とする試験】

特許発明の対象について、さらに改良を遂げ、より優れた発明を完成するための試験。

（例：特許発明の稲をより優れた稲に改良するための試験）

3. 特許権の効力が及ぶとされている例

【特許発明とは関係無い自身の試験又は研究のために特許発明を利用する場合】

開発した新薬の効果確認のために無許諾で特許権の対象を利用する試験。

（例：開発した新薬を無許諾で特許発明のマウスで試験）

[1. ～3. 引用] INPIT：特許権侵害の危険性について

(https://plidb.inpit.go.jp/info/patent_infringement.html)